

あなたの
「これから」
のための

令和 8 年度

応援サポート

就学・修学・就職のための給付・貸与制度のご案内

※掲載している制度は、令和 8 年 3 月現在のものです。

小・中学生対象

高校・大学等への進学者又は在学者

大学理系の学部・研究科に在籍する大学3年生・大学院1年生

特別支援学校(学級)児童・生徒

医師・看護職員を志望する者

獣医師を志望する者

介護福祉士を志望する者

保育士を志望する者

漁業への就業を志望する者

農林業への就業を志望する者

母子父子家庭等

生活保護受給世帯

児童養護施設退所者

その他各種団体が実施する奨学金制度



制度を利用される方へ

この案内では、主に和歌山県や日本学生支援機構が実施している制度を掲載しています。また、就学、修学又は就職する場合に利用可能な給付・貸与制度の概要を、上記のように対象別に掲載しています。詳細についてはそれぞれの制度の実施機関にお問い合わせください。

ちょっと待った!

進路をあきらめてはいませんか?

最低限…



家族が多くて…



目指したい…



このような問題などで
進む道を迷っている方は
是非ご利用ください!



小・中学生対象

1……経済的に困難な小・中学生の就学援助費

高校・大学等への進学者又は在学者対象

- 2……高等学校等就学支援金(公立学校)
- 2……高等学校等就学支援金(私立学校)
- 3……学び直し支援金(公立学校)
- 3……学び直し支援金(私立学校)
- 3……専攻科支援金(公立学校)
- 3……県立高等学校授業料減免措置
- 4……高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)
- 5……高等学校全日制課程通学費補助
- 5……高等学校定時制・通信制課程教科書等給与費
- 6……高等学校定時制課程通学費等補助
- 6……高等学校定時制・通信制課程修学奨励金
- 7……和歌山県修学奨励金(奨学金)
- 7……和歌山県修学奨励金(進学助成金)
- 8……高等教育の修学支援新制度(授業料等免除・減額)
- 9……日本学生支援機構奨学金
- 11……和歌山県大学生等進学支援金
- 11……生活福祉資金貸付(教育支援資金)



大学理系の学部・研究科に在籍する大学3年生・大学院1年生

12……和歌山県中核産業人材確保強化のための奨学金返還助成制度

特別支援学校(学級)児童・生徒対象

13……特別支援教育就学奨励費等

医師・看護職員を志望する者

- 14……和歌山県地域医療医師確保修学資金(県立医科大学医学部「地域医療枠」入学者)
- 14……和歌山県特定診療科医師確保修学資金(県立医科大学医学部「県民医療枠B・C」入学者)
- 15……和歌山県地域医師確保修学資金(近畿大学医学部「和歌山県地域枠」入学者)
- 15……和歌山県看護職員修学資金

獣医師を志望する者

16……和歌山県獣医師確保修学資金等給付事業

介護福祉士を志望する者

- 17……介護福祉士修学資金貸付
- 17……福祉系高校修学資金貸付

保育士を志望する者

18……保育士修学資金貸付

漁業への就業を志望する者

18……漁業担い手育成研修生給付金

農林業への就業を志望する者

- 19……和歌山県緑の青年就業準備支援給付金
- 20……和歌山県緑の青年保護具等購入支援給付金
- 20……就農準備資金

母子父子家庭等対象

21……母子父子寡婦福祉資金貸付金

生活保護受給世帯対象

- 22……生活保護法による教育扶助費
- 23……生活保護法による高等学校等就学費
- 23……生活保護法による技能修得費・就職支度費
- 23……生活保護法による進学・就職準備給付金

児童養護施設退所者等対象

24……児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付

その他各種団体が実施する奨学金制度

- 25……公益財団法人竹中養源会大学奨学金
- 25……大学進学者育英奨学金
- 26……高校スポーツ選手育英奨学金
- 26……公益財団法人トランスコスモス財団2027年度給付大学奨学生給付奨学金(大学生対象)
- 26……公益財団法人トランスコスモス財団2027年度給付高校奨学生給付奨学金(高校生対象)
- 27……一般財団法人湊組グループ記念財団
- 27……公益財団法人上山遺児育英会
- 28……各市町村教育委員会 連絡先一覧

contents

当冊子での教育区分



中学校等

学校教育法に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部



高等学校等

学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、特別支援学校の高等部又は専修学校の高等課程



大学等

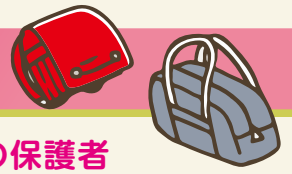
学校教育法に規定する大学及び専修学校専門課程

掲載している内容は、この案内作成時に実施・予定しているものです。
その後、**制度が変更・廃止になったり、新たな制度が創設されている場合もあります。**

この案内に掲載している制度の他に、国(日本政策金融公庫等)・民間の教育ローン及び民間の奨学金など様々な制度があります。また、市町村独自の給付・貸与制度、更には、大学・短期大学における学内奨学金・授業料等減免制度が設けられている場合もありますのでそれぞれの機関にお問い合わせください。



経済的に困難な小・中学生の就学援助費



資格

経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者

校種・金額等

※給付内容・金額は市町村が独自に定める【参考】は、令和7年度の国の予算単価



1 学用品費、通学用品費、校外活動費（宿泊なし）

【参考】小学生 1年生 年13,230円以内 他学年 年15,500円以内
中学生 1年生 年25,040円以内 他学年 年27,310円以内

2 修学旅行費

【参考】小学生 対象項目分 実費
中学生 対象項目分 実費



3 校外活動費（宿泊あり）

【参考】小学生 一年3,690円以内
中学生 一年6,210円以内



4 通学費

【参考】小学生 (4km以上) 年 実費
中学生 (6km以上) 年 実費



5 新入学児童生徒学用品費等

【参考】小学生 一年57,060円以内
中学生 一年63,000円以内

6 その他、生徒会費・PTA会費・オンライン学習通信費等

7 学校給食費

市町村が定める額



8 医療費

【対象となる疾病】

- ①トラコーマ、結膜炎
- ②白せん、疥せん、膿痂疹
- ③中耳炎
- ④慢性副鼻腔炎、アデノイド
- ⑤う歯
- ⑥寄生虫病（虫卵保有を含む）

問い合わせ

- 各市町村教育委員会 P28 参照
- 和歌山県教育庁
- ①～⑥ 教育総務局総務課
TEL(073)441-3642
- ⑦～⑧ 学校教育局健康体育課
TEL(073)441-3694

募集期間 市町村教育委員会が定める期間

給付期間 経済的理由によって就学困難と認められる期間



毎日の通学...
バス代が心配だわ...

何とかなるかも!
市町村に
相談しよう!



高等学校等就学支援金

令和8年4月以降、資格や校種・金額等が変更になる可能性があります。

令和7年度については、所得制限が撤廃となり、算定式により計算した額が304,200円以上である場合にも、上限年額118,800円として高校生等臨時支援金による支援が実施されました。

※以下参考 令和6年度までの就学支援金制度の概要

公立学校

資格

和歌山県内の公立高等学校(専攻科除く)に在学する生徒

但し、保護者等の所得について、下記の算定式により計算した額が304,200円(年収910万円程度)未満であること
算定式:市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額

・政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算します。

・生徒本人が早生まれで、他の同学年の生徒よりも扶養控除の適用が1年遅くなる場合は、市町村民税の課税標準額から扶養控除相当額(33万円)を減じて計算します。

校種・金額等

申請により就学支援金の受給資格が認定された場合、授業料の負担(全日制の場合、一人につき年額118,800円)がなくなります。

なお、所得制限により認定されなかった場合でも、保護者等がケガや病気などのやむを得ない事情により収入が減少した場合(家計急変世帯)には、要件を満たせば就学支援金が受けられる可能性があります。

申請期間

詳細はお問い合わせください。

問い合わせ

- 在学する公立高等学校
- 和歌山県教育庁
教育総務局総務課
TEL(073)441-3646

私立学校

資格

和歌山県内の私立高校(全日制・通信制)、専修学校(高等課程)及び各種学校(国家資格者養成施設指定校)に在学する生徒

但し、保護者等の所得について、下記の算定式により計算した額が304,200円(年収910万円程度)未満であること
算定式:市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額

校種・金額等

支給額 保護者等の年収に応じ支給

給付

支給例
高校全日制的
場合

・算定式により計算した額が154,500円未満の場合

上限月額33,000円(年額396,000円)

・算定式により計算した額が154,500円以上304,200円未満の場合

上限月額9,900円(年額118,800円)

※学校種、課程等により支給上限額が変わります。

※調整控除の額は、市町村が発行する課税証明書等やマイナポータルHP(マイナンバーカードが必要)で確認できます。

※政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算します。

※所得制限により認定されなかった場合でも、保護者等がケガや病気などのやむを得ない事情により収入が減少した場合(家計急変世帯)には、要件を満たせば就学支援金が受けられる可能性があります。

申請期間

詳細はお問い合わせください。

問い合わせ

- 在学する私立高等学校等
- 和歌山県企画部
企画政策局文化学術課
TEL(073)441-2098

※その他、高等専門学校(1~3年生)も対象となります。

資格や申請方法等、詳細は在学する学校へお問い合わせください。

学び直し支援金

公立学校

資格 高等学校等を中途退学した後、再び和歌山県内の公立高等学校(専攻科除く)で学び直す生徒

校種・金額等 授業料の全額を支給

申請期間 詳細はお問い合わせください。

問い合わせ

- 在学する公立高等学校
- 和歌山県教育庁
教育総務局総務課
Tel.(073)441-3646

私立学校

資格 高等学校等を中途退学した後、再び和歌山県内の私立高等学校等で学び直す生徒

校種・金額等 授業料の一部または全部を支給

申請期間 詳細はお問い合わせください。

問い合わせ

- 在学する私立高等学校等
- 和歌山県企画部
企画政策局文化学術課
Tel.(073)441-2098

専攻科支援金

公立学校

資格 和歌山県内の公立高等学校の専攻科に在学する低所得世帯又は多子世帯の生徒

校種・金額等 授業料の半額又は全額を支給

申請期間 詳細はお問い合わせください。

問い合わせ

- 在学する公立高等学校
- 和歌山県教育庁
教育総務局総務課
Tel.(073)441-3646

県立高等学校授業料減免措置

資格 学費の負担が困難・過重と認められる県立高等学校(専攻科含む)に在学する生徒

校種・金額等 授業料の半額又は全額を減免

申請期間 随時

問い合わせ

- 在学する県立高等学校
- 和歌山県教育庁
教育総務局総務課
Tel.(073)441-3646

令和8年4月以降、資格や校種・金額等が変更になる可能性があります。

※以下参考 令和7年度までの高校生等奨学給付金制度の概要

資格

次の①～③のすべての要件を満たしていること(基準日現在)

- ①生徒が高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の受給対象者である世帯
 - ②保護者等が生活保護を受給している、又は、保護者等全員の道府県民税所得割と市町村民税所得割が0円である、又は家計が急変し基準を満たす世帯(高等学校等の専攻科に在学する場合は、要件緩和制度があります。)
 - ③保護者等が和歌山県内に在住
- ※特別支援学校高等部に在学している生徒は対象外

校種・金額等

支給額(年額)

①生活保護受給世帯(生業扶助が措置されている世帯)

国公立……32,300円 私立……52,600円

高等学校等の専攻科に在学する場合は④へ

②保護者等全員の道府県民税所得割と市町村民税所得割が0円である世帯

国公立…143,700円 私立…152,000円

③通信制の高等学校等に在学する高校生等が属する世帯で、保護者等全員の道府県民税所得割と市町村民税所得割が0円である世帯

国公立……50,500円 私立……52,100円

④高等学校等の専攻科に通う高校生等が属する世帯で、保護者等全員の道府県民税所得割と市町村民税所得割が0円又は生活保護受給世帯※1

国公立……50,500円 私立……52,100円

※1 所得制限緩和制度があり、以下の金額が支給される可能性があります。

国公立……10,100円 私立……10,420円

問い合わせ

●在学する高等学校等

国公立学校に在学の方

●和歌山県教育庁
生涯学習局生涯学習課
Tel (073) 441-3728

私立学校に在学の方

●和歌山県企画部
企画政策局文化学術課
Tel (073) 441-2098

※和歌山県外の学校に生徒が在学している場合も、上記へ

給付

申請期間

詳細はお問い合わせください。



高等学校全日制課程通学費補助

資格 次の全ての要件を満たしていること

- ①通学費等負担者が特別地域(山間・へき地)に居住し、生徒が自宅又は下宿先から全日制の和歌山県立高等学校、又は知事が特に必要と認める公立の高等学校に通学している者
- ②所得金額が基準額以下であること
- ③和歌山県から別に通学又は下宿補助を受けていない者
- ④生活保護法による生業扶助(高等学校等就学費)の給付を受けていない者

校種・金額等

下宿生 …………… 年額87,000円

自宅通学生 交通機関利用…………… 年額120,000円

ただし、次の計算式による算出額が限度額に満たない場合は、その額(月交通費負担額-8,000円)×1/2×10か月

自動二輪・自転車等 …………… 年額9,000円

※1ヶ月の補助限度額 月限度額=年限度額/10
(交通機関の場合は(月交通費負担額-8,000円)×1/2)

給付

問い合わせ

- 在学する高等学校
- 和歌山県教育庁
教育総務局総務課
Tel (073) 441-3642

受付期間 随時

高等学校定時制・通信制課程教科書等給与費

資格 高等学校の定時制・通信制課程に在学する有職生徒で、一定の要件を満たす者

校種・金額等

高等学校の定時制・通信制課程の生徒に対する教科書等の無償給与

定時制課程…教科書

通信制課程…教科書・学習書

給付

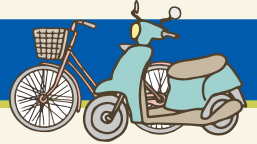
問い合わせ

- 在学する高等学校
- 和歌山県教育庁
教育総務局総務課
Tel (073) 441-3642

申請期間 在学する高等学校が定める期間

市立高等学校定時制課程
は市教育委員会へ





高等学校定時制課程通学費等補助

資格

次の全ての要件を満たしていること

- ① 県立高等学校定時制に就学している通学距離が片道8km以上又は下宿先から通学している有職生徒
- ② 和歌山県から別に通学又は下宿補助を受けていない者
- ③ 生活保護法による生業扶助(高等学校等就学費)の給付を受けていない者

校種・金額等

下宿生 …………… 年額40,000円(月額4,000円)
 自宅通学生 交通機関利用 …… 年額35,000円(月額3,500円)
 自動二輪・自転車等 …………… 年額4,500円(月額450円)

給付

受付期間 随時

問い合わせ

- 在学する高等学校
- 和歌山県教育庁
教育総務局総務課
Tel (073) 441-3642

高等学校定時制・通信制課程修学奨励金

資格

高等学校の定時制・通信制課程に在学し、経常的収入を得る職業に就いている生徒で、経済的理由により修学が困難である者

校種・金額等

貸与(月額) 14,000円

問い合わせ

- 在学する高等学校
- 和歌山県教育庁
教育総務局総務課
Tel (073) 441-3642

無利子貸付

申請期限 5月上旬

貸与期間 貸与を受けた月数を通算して4年以内

返還

卒業した場合は、全額返還免除



和歌山県修学奨励金

奨学金

資格 高等学校等在学者対象

経済的理由により修学が困難な者

校種・金額等 奨学金(月額) 国公立 自宅通学 18,000円 私立 自宅通学 30,000円
 自宅外通学 23,000円 自宅外通学 35,000円

無利子貸付

貸付要件

- ①本人の生計を主として維持する者が和歌山県内に住所を有していること
 - ②世帯全員の年間収入額(税込)が、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則に規定する貸与基準額以下であること
 - ③日本学生支援機構の学資貸与金(奨学金)、母子父子寡婦福祉資金修学資金、高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金並びに生活福祉資金貸付金の教育支援費(いずれも月額貸与)の貸与を受けていないこと
- ※多子世帯(3人以上)向けに貸与基準の上乗せあり



募集期間 令和8年4月15日～5月21日

貸与期間 その学校の標準修業年限まで(年度毎に貸与を継続するための申請が必要)

※生計を主として維持する者の失職、病気、風水害等による家計急変のため、緊急に奨学金の貸与が必要な場合には、随時採用

問い合わせ

●和歌山県教育庁
生涯学習局生涯学習課
Tel (073) 441-3663

返還 卒業後又は貸与期間満了後、6か月の措置期間の後10年以内

和歌山県修学奨励金

進学助成金

資格 高等学校等卒業予定者又は卒業生対象

経済的理由により、大学・短期大学・専修学校専門課程(2年以上で、県の定める要件を満たすもの)での修学が困難な者

校種・金額等 進学助成金(一時金)

入学時 100,000円、200,000円、300,000円、400,000円、500,000円 のいずれかを選択

無利子貸付



貸付要件

- ①令和9年4月に大学・短期大学・専修学校専門課程(2年以上で、県の定める要件を満たすもの)に進学予定であり、かつ、自宅外から通学しようとする者で、本人の生計を主として維持する者が和歌山県内に住所を有していること
 - ②その者の生計を主として維持する者の年間収入額が、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則に規定する貸与基準額以下であること
 - ③日本学生支援機構の入学時特別増額貸与奨学金、母子父子寡婦福祉資金の就学支度資金及び生活福祉資金貸付金の就学支度費(いずれも一時金)の貸与を受けていないこと
- ※多子世帯(3人以上)向けに貸与基準の上乗せあり

募集期間 令和8年10月上旬～11月上旬(予定)

貸与時期 令和9年2月中旬から順次(予定)

問い合わせ

●和歌山県教育庁
生涯学習局生涯学習課
Tel (073) 441-3663

返還 卒業後又は在学しなくなったときから、6か月の措置期間の後5年以内

資格

住民税非課税及びそれに準ずる世帯の者(世帯年収380万円程度以下)

詳しい要件や詳細につきましては問い合わせ先へご確認ください。

日本学生支援機構の給付奨学金(P10)と併せて受けることができます。(※2の私立理工農系は対象外)

※1 多子世帯(同時に扶養している子の数が3人以上である世帯)は、所得制限なく支援の対象となります。

※2 私立理工農系の学生が属する世帯は、世帯年収が600万円程度までが支援の対象となり、私立学校における文系との授業料等差額が支援されます。

校種・金額等

【学校種】 国や地方公共団体から一定の要件を満たすことの確認を受けた学校(大学、短期大学、高等専門学校(4~5年生)、専門学校)

【減免額等】 入学金・授業料の全部又は一部を減免

※1 減免割合は世帯年収により4区分(満額、2/3程度、1/3程度、【私立理工農系】文系との授業料差額)

※2 多子世帯は学校種・設置者ごとに設定された上限まで全額支援

○**授業料等の免除・減額の上限額(年額)**(住民税非課税世帯の場合)

	国公立		私立		私立理工農系	
	入学金	授業料	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円	約9万円	約23万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円	約6万円	約16万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円	約4万円	約23万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円	約4万円	約15万円

問い合わせ

- 在学する高校または入学予定の大学
- 高等教育の修学支援新制度HP



<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>

申請期間

詳細はお問い合わせください。



日本学生支援機構奨学金

第一種奨学金

資格 特に優れた学生及び生徒で経済的理由により著しく修学が困難な者
※学力・所得等の基準あり

校種・金額等 【学校種】 国内の大学・短期大学・高等専門学校(4・5年生)及び専修学校(専門課程)

無利子
貸付

【貸与月額】 学校の種別(大学、専修学校等)・設置者(国公立、私立)・通学形態(自宅通学、自宅外通学)ごとに設定された金額から選択

進学先：大学

国公立	自宅通学	自宅外通学	私立	自宅通学	自宅外通学
最高月額	45,000円	51,000円	最高月額	54,000円	64,000円
最高月額 以外の 月額	30,000円 20,000円	40,000円 30,000円 20,000円	最高月額 以外の 月額	40,000円 30,000円 20,000円	50,000円 40,000円 30,000円 20,000円

進学先：短期大学・専修学校(専門課程)

国公立	自宅通学	自宅外通学	私立	自宅通学	自宅外通学
最高月額	45,000円	51,000円	最高月額	53,000円	60,000円
最高月額 以外の 月額	30,000円 20,000円	40,000円 30,000円 20,000円	最高月額 以外の 月額	40,000円 30,000円 20,000円	50,000円 40,000円 30,000円 20,000円

※給付奨学金と併用する場合、支援区分に応じて第一種奨学金の貸与月額が調整されます。
※申込時の家計収入が一定額以上の場合は、各区分の最高月額以外の月額から選択

第二種奨学金

資格 第一種奨学金よりゆるやかな基準によって選考された者
※学力・所得等の基準あり

校種・金額等 【学校種】 国内の大学・短期大学・高等専門学校(4・5年生)及び専修学校(専門課程)

有利子
貸付

【貸与月額】 20,000円～120,000円(10,000円単位で選択)

入学時特別増額貸与奨学金(一時金)

資格 第一種奨学金又は第二種奨学金と併せて入学時特別増額貸与奨学金を希望する者で、日本政策金融公庫の『国の教育ローン』を利用できない者
※学力・所得等の条件あり

校種・金額等 【学校種】 第一種及び第二種奨学金と同様
(ただし、高等専門学校は4・5年次編入学時及び専攻科入学時のみ)

有利子
貸付

【貸与額】 100,000円～500,000円(100,000円単位で選択)

大学や専門学校等に進学したい方へ(日本学生支援機構奨学金 つづき)

給付奨学金

資格 住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の者

※学力・所得等の基準あり

※授業料及び入学金の減免(P8)も併せて受けることができます。

校種・金額等

【学校種】 国や地方公共団体から一定の要件を満たすことの確認を受けた学校(大学、短期大学、高等専門学校4~5年、専修学校専門課程)

※確認を受けた学校については文部科学省のホームページをご確認ください。

(月額)

大学・短期大学・専修学校(専門課程)

国公立	自宅通学	自宅外通学	私立	自宅通学	自宅外通学
第I区分	29,200円 (33,300円)	66,700円	第I区分	38,300円 (42,500円)	75,800円
第II区分	19,500円 (22,200円)	44,500円	第II区分	25,600円 (28,400円)	50,600円
第III区分	9,800円 (11,100円)	22,300円	第III区分	12,800円 (14,200円)	25,300円
第IV区分 (多子世帯)	7,300円 (8,400円)	16,700円	第IV区分 (多子世帯)	9,600円 (10,700円)	19,000円

高等専門学校(4~5年生)

国公立	自宅通学	自宅外通学	私立	自宅通学	自宅外通学
第I区分	17,500円 (25,800円)	34,200円	第I区分	26,700円 (35,000円)	43,300円
第II区分	11,700円 (17,200円)	22,800円	第II区分	17,800円 (23,400円)	28,900円
第III区分	5,900円 (8,600円)	11,400円	第III区分	8,900円 (11,700円)	14,500円
第IV区分 (多子世帯)	4,400円 (6,500円)	8,600円	第IV区分 (多子世帯)	6,700円 (8,800円)	10,900円

※生活保護(受けている扶助の種類は不問)を受けている生計維持者と同居している人及び児童養護施設等から通学する人は、カッコ内の金額となります。

※区分については独立行政法人日本学生支援機構ホームページを参照ください。

支援割合の目安

第I区分
4人世帯年取例
約271万円
(住民税非課税)
支援割合
満額

第II区分
4人世帯年取例
約303万円
支援割合
2/3程度

第III区分
4人世帯年取例
約378万円
支援割合
1/3程度

**第IV区分
(多子世帯)**
4人世帯年取例
約635万円
支援割合
1/4程度

※家族構成が両親、本人(18歳)、中学生の4人世帯の場合の目安。基準を満たす世帯年収は家族構成等により異なります。

以下の **第一種奨学金** **第二種奨学金** **入学時特別増額貸与奨学金** **給付奨学金** に

関する募集期間等は、令和7年度の内容であり、最新の募集期間等は在学している(していた)学校等へお問い合わせください。

令和7年度募集期間

【予約採用】

4月下旬~7月下旬頃

※申込期間は学校により異なるので在学又は卒業した学校へお問い合わせください。

【在学採用】

春:4月上旬~6月下旬、秋:9月上旬~10月下旬

※学校により違いがありますので、在学している学校で確認してください。

問い合わせ

(申し込みスケジュール)

●在学する学校の奨学金担当窓口

(奨学金制度や手続きに関する一般的なお問い合わせ)

●奨学金相談サイト

(チャットボット等で解決できるQ&Aサイト)



※生計維持者の失職、病气、風水害等による家計急変のため、緊急に支援が必要な場合には、年間を通じて随時申し込むことができます。

和歌山県大学生等進学支援金

資格

高等学校等卒業予定者又は卒業対象

大学等への進学意欲と能力が高いにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な者

校種・金額等

貸与額(年額) 600,000円 継続して申請可能

無利子貸付

貸付要件

- ①令和9年4月1日に大学等(修業年限が2年以上)^{※1}へ入学を予定していること
- ②全履修科目の評定平均値が5段階評価で3.5以上あること
- ③日本学生支援機構の給付型奨学金又は第一種奨学金の採用候補者であること
- ④保護者等の市町村民税所得割が0円であること^{※2}
- ⑤保護者等が和歌山県内に住所を有していること
- ⑥和歌山県で行っている同目的の貸与を受けていないこと

※1 大学、短期大学、県の定める要件を満たす専修学校(専門課程)

※2 同一生計内で扶養している子が3人以上いる場合、④の要件緩和制度があります。詳しくはお問い合わせください。

募集期間

令和8年4月15日～5月15日

令和8年6月下旬に選考検査を実施

貸与期間

標準修業年限

(ただし、最大4年間までのため、医学部等の大学5年生・6年生の間は対象外となります。)

募集人数

40名程度

振込時期

令和9年3月下旬から順次(予定)

問い合わせ

- 和歌山県教育庁
生涯学習局生涯学習課
Tel.(073)441-3758

返還

大学等卒業後3年間、和歌山県内に居住・和歌山県内外に就業した場合返還免除。

生活福祉資金貸付

教育支援資金

資格

和歌山県内に居住する低所得世帯

生計中心者がおおむね市町村民税非課税程度



校種・金額等

貸付限度額は次のとおり

無利子貸付

- ①**教育支援費(月額)**
 - 高等学校(専修学校高等課程含む) 35,000円以内
 - 高等専門学校 60,000円以内
 - 短期大学・専修学校 60,000円以内
(専門職短期大学・専修学校専門課程含む)
 - 大学(専門職大学含む) 65,000円以内

※特に必要と認められる場合は、上記金額に1.5倍を乗じた金額を限度額とすることが可能(別途条件あり)

②就学支度費

500,000円以内

取扱窓口

- 各市町村社会福祉協議会
- 民生委員・児童委員

受付期間

随時

問い合わせ

- 社会福祉法人
和歌山県社会福祉協議会
Tel.(073)435-5223
- 各市町村社会福祉協議会

和歌山県中核産業人材確保強化のための奨学金返還助成制度

応募要件

和歌山県内の農業・林業、漁業、建設業、製造業、情報通信業、ドラッグストア・医薬品小売業・薬局、自然科学研究所に属する事業を営む企業へ就職を希望し、次の全ての要件を満たしていること

- ①翌年度に大学、大学院又は高等専門学校を卒業見込みの方(大学3年生、大学院1年生など)
- ②奨学金を借り入れている方
- ③大学等の理学、工学、農学、保健の学部等に在籍している方、又は以下のいずれかに該当する方
 - ・文理融合型の学部等に在籍する方
 - ・文系の学部等に在籍する方で情報通信系の国家資格等を取得している(見込み含む)方
- ④本制度の対象企業のインターンシップ又は企業説明会に参加を予定している方
- ⑤本制度の対象企業に大学等を卒業した年度の翌年度から期限の定めのない雇用により継続して3年間以上勤務することを予定している方(公務員は除く)

金額・期間

奨学金の返還を100万円を上限に助成。

※本制度の対象企業に継続して3年間勤務した場合に助成。

【対象となる奨学金】・日本学生支援機構の奨学金
・その他、準ずるものとして認める貸与型奨学金

募集期間 毎年3回程度募集

※募集期間の詳細はお問い合わせください。

返還を助けてくれる制度です！
助かります！！



問い合わせ

●和歌山県商工労働部
商工労働政策局労働政策課
TEL(073)441-2807

返還助成

もう大学3年生…
就職先も目標があるし
残りの大学生活を
充実させよう



奨学金のおかげで
助かったなあ…



卒業後、
返還していくと
どのくらいだろう…

お給料
返還費
生活費



安心して
ください！



あなたの場合
奨学金返還助成
制度の対象に
なります！



えっ助成？
あとで返さなくて
いいの！？

はい！
卒業したら
お仕事がんばって
くださいね！

特別支援教育就学奨励費等

資格

特別支援学校及び県立中学校、各市町村立小・中学校の特別支援学級に就学する児童生徒

(通常学級に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒を含む。)

校種・金額等

各費目の上限(年額)は次のとおり(実際の支給額は、世帯の所得により異なります。)**【参考】は、令和7年度時点の上限**

*は専攻科を除く

給付

1 教科用図書購入費

【参考】高等部 — 実費

2 学校給食費

【参考】幼・小・中・高等部 — 実費
学級 — 実費の1/2

3 交通費(通学費、付添費、帰省費、帰省付添費等)

【参考】幼・小・中・高等部 — 実費(一部回数上限あり)
学級 — 小・中とも通学費の本人経費のみ実費

4 寄宿舍居住に伴う経費

▼ 食費

【参考】幼稚部 — 156,210円以内
小・中学部 — 148,850円以内
高等部 — 139,750円以内

▼ 寝具購入費

【参考】幼・小・中・高等部* — 5,510円以内

▼ 日用品等購入費

【参考】幼・小・中・高等部 — 141,560円以内

5 修学旅行費(要件あり)

〈本人〉

【参考】小学部 — 21,580円以内
中学部 — 57,720円以内
高等部* — 107,810円以内

〈付添人〉

33,730円以内 学級 小 — 10,790円以内
82,850円以内 中 — 28,860円以内
155,760円以内

6 校外活動等参加費(要件あり)

〈本人〉

【参考】幼稚部 — 1,600円以内
小学部 — 18,580円以内
中学部 — 24,660円以内
高等部* — 24,820円以内

〈付添人〉

2,390円以内 学級 宿泊を伴うもの
27,870円以内 小 — 1,845円以内
36,980円以内 中 — 3,105円以内
37,220円以内 学級 宿泊を伴わないもの
小 — 800円以内
中 — 1,155円以内

7 職場実習宿泊費(本人)

【参考】高等部 — 7,520円以内

8 学用品・通学用品購入費

【参考】幼稚部 — 8,680円以内 学級 小 — 5,820円以内
小学部 — 11,640円以内 中 — 11,370円以内
中学部 — 22,740円以内
高等部* — 32,270円以内

9 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費

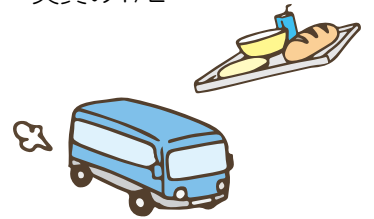
【参考】小学部 — 57,060円以内 学級 小 — 28,530円以内
中学部 — 63,000円以内 中 — 31,500円以内
高等部* — 63,000円以内

10 ICT機器購入費(加算分)

【参考】高等部* — 50,930円以内

11 オンライン学習通信費

【参考】小学部・中学部・高等部 — 14,000円以内(別要件あり)
学級 — 7,000円以内(別要件あり)



問い合わせ

- 在学する学校
各市町村立小・中学校について
- 各市町村教育委員会
県立学校について
- 和歌山県教育庁
教育総務局総務課
Tel.(073)441-3642

P28
参照

受付期間

①~⑪ 県立学校 → 4月中

市町村立学校 → 市町村教育委員会が定める期間

和歌山県地域医療医師確保修学資金(県立医科大学医学部「地域医療枠」入学者)

資格

・ **高等学校等卒業予定者又は卒業生対象**

県立医科大学医学部の入学者のうち、卒業後の一定期間、へき地を含む地域医療に従事することを条件に入学する「地域医療枠」の入学者に対して修学資金を貸与します。

・ **県立医科大学医学部「地域医療枠」出願資格等**

校種・金額等

修学資金(月額) 自宅通学 100,000円
自宅外通学 150,000円

有利子貸付

募集期間

(県立医科大学医学部「地域医療枠」出願期間)
令和8年12月中旬(予定)

貸与期間

大学を卒業するまでの間(8年を限度)

問い合わせ

申し込みに関するもの

●和歌山県立医科大学
学生課
Tel(073)441-0702

制度の概要について

●和歌山県福祉保健部
福祉保健政策局医務課
Tel(073)441-2610

返還

利子 年3%

※返還免除条件

貸与期間の2分の3相当の期間(最低9年間)、和歌山県が指定する県内の公的医療機関等に勤務すること。このうち2分の1以上はへき地医療拠点病院等において、へき地を含む地域医療に従事すること。

和歌山県特定診療科医師確保修学資金(県立医科大学医学部「県民医療枠B・C」入学者)

資格

・ **高等学校等卒業予定者又は卒業生対象**

県立医科大学医学部の入学者のうち、卒業後の一定期間、産科、小児科又は精神科の診療に従事することを条件に入学する「県民医療枠B・C」の入学者に対して修学資金を貸与します。

・ **県立医科大学医学部「県民医療枠B・C」出願資格等**

なお、「県民医療枠B・C」については、以下のとおり。

県民医療枠B:「産科」の業務

県民医療枠C:「産科」「小児科」「精神科」のうち選択した診療科の業務

校種・金額等

修学資金(月額) 自宅通学 100,000円
自宅外通学 150,000円

有利子貸付

募集期間

(県立医科大学医学部「県民医療枠B」出願期間)
令和8年12月中旬(予定)

(県立医科大学医学部「県民医療枠C」出願期間)
令和9年1月下旬(予定)

貸与期間

大学を卒業するまでの間(8年を限度)

問い合わせ

申し込みに関するもの

●和歌山県立医科大学
学生課
Tel(073)441-0702

制度の概要について

●和歌山県福祉保健部
福祉保健政策局医務課
Tel(073)441-2610

返還

利子 年3%

※返還免除条件

貸与期間の2分の3相当の期間(最低9年間)、和歌山県が指定する県内の公的医療機関等に勤務すること。このうち2分の1以上は地域派遣対象医療機関において、特定診療科の診療業務に従事すること。

和歌山県地域医師確保修学資金(近畿大学医学部「和歌山県地域枠」入学者)

資格

・高等学校等卒業予定者又は卒業対象

近畿大学医学部入学者のうち、卒業後の一定期間、へき地を含む地域医療に従事することを条件に入学する「和歌山県地域枠」の入学者に対して修学資金を貸与します。

・近畿大学医学部「和歌山県地域枠」出願資格等

問い合わせ

申し込みに関するもの

●近畿大学医学部
学務課
Tel (072) 366-0221

制度の概要について

●和歌山県福祉保健部
福祉保健政策局医務課
Tel (073) 441-2610

校種・金額等

修学資金(月額) 200,000円

有利子
貸付

募集期間

(近畿大学医学部「和歌山県地域枠」出願期間)

令和8年12月(予定)

貸与期間

大学を卒業するまでの間(6年を限度)

返還

利子 年3%

※返還免除条件

貸与期間の2分の3相当の期間(最低9年間)、和歌山県が指定する県内の公的医療機関等に勤務すること。このうち2分の1以上はへき地医療拠点病院等において、へき地を含む地域医療に従事すること。

和歌山県看護職員修学資金

資格

右記の学校・養成所に在学する者で、将来県内特定施設において看護職員の業務に従事しようとする者

①県内看護師養成所

②県内私立看護大学

校種・金額等

修学資金(月額) ①県内看護師養成所 30,000円

②県内私立看護大学 50,000円

※上記金額は令和7年度の金額

無利子
貸付

募集期間

各学校養成所にお問い合わせください

貸与期間

貸与決定により定められた月から卒業の月まで

問い合わせ

●和歌山県福祉保健部
福祉保健政策局医務課看護班
Tel (073) 441-2605

返還

※返還免除条件

貸与を受けた期間以上、本県が定める特定施設で勤務し、かつ、それが引き続き5年以上に達すること。



和歌山県獣医師確保修学資金等給付事業

資格

- ①大学において獣医学を専攻する学生であって、和歌山県において農林水産部の獣医師として従事しようとする者
- ②和歌山県出身者で大学において獣医学を専攻する学生または獣医師免許を取得済の者であり、かつ独立行政法人日本学生支援機構等の奨学金の返済を予定または行っている者であって、和歌山県において農林水産部の獣医師として従事しようとする者

校種・金額等

- ①10万円以内/月（但し私立大学の獣医学生の場合18万円以内/月）
- ②借り入れた奨学金等の月額×24ヶ月分（最大216万円で予算の範囲内）

給付

募集期間 詳細はお問い合わせください

募集人数 4名程度

給付期間 ①大学を卒業するまでの期間
(修学資金の給付を受けた期間の2分の3倍(12万円/月を超える給付を受けた場合は3分の5倍)の期間、県職員として従事する事を条件とする)

②最大2年間分
(返済支援を受けた期間の2分の3倍(12万円/月を超える給付を受けた場合は3分の5倍)の期間、県職員として従事する事を条件とする)

問い合わせ

- 和歌山県農林水産部
農業生産局畜産課
TEL(073)441-2925
- 公益社団法人和歌山県
獣医師会
TEL(073)436-4529

返還

- 右記は主な返還要件です。
- ①修学資金給付
 - ・獣医師国家試験の受験資格を取得した日から2年以内に獣医師免許を取得できなかったとき
 - ・獣医師免許を取得後、1年以内に和歌山県職員の獣医師として就業しなかったとき
 - ・条件に付した期間、和歌山県職員の獣医師として勤務しなかったとき
 - ②奨学金等返済支援
 - ・条件に付した期間、和歌山県職員の獣医師として勤務しなかったとき
- 詳細はお問い合わせください。



介護福祉士修学資金貸付

資格 ▶ 介護福祉士養成施設(以下「養成施設」という。)に在学または入学する者であって、次の①及び②の要件を満たし、卒業後に介護福祉士として和歌山県内の社会福祉施設などで介護等の業務に従事しようとする者

- ①次のア～ウのいずれかに該当すること
 - ア 和歌山県内に在住
 - イ 和歌山県内の養成施設に在学
 - ウ 養成施設への入学年度の前年度に和歌山県内に在住し、養成施設への修学のため転居した者
- ②養成施設から推薦が得られること

校種・金額等

- ①学費 …………… 月額 50,000円以内(修学期間中)
- ②入学準備金 …………… 200,000円以内(初回のみ)
- ③就職準備金 …………… 200,000円以内(最終回のみ)
※働きながら修学する方は対象外
- ④国家試験受験対策費用…………… 40,000円以内(一年度あたり)
※生活保護世帯またはこれに準ずる世帯に属する方は生活費加算の借入も申し込むことが可能

無利子貸付

問い合わせ

● 社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会
Tel.(073)435-5223

募集期間

令和8年2月下旬～4月下旬(予定)

返 還 ▶ 次の全ての要件を満たすと、返還免除。①養成施設卒業の日から1年以内に介護福祉士として登録
②和歌山県内の社会福祉施設などに就職
③原則として、和歌山県内で介護等の業務に引き続き5年間従事

福祉系高校修学資金貸付

資格 ▶ 福祉系高校に在学または入学する者であって、次の①及び②の要件を満たし、卒業後に介護福祉士として和歌山県内の社会福祉施設などで介護等の業務に従事しようとする者

- ①次のア～ウのいずれかに該当すること
 - ア 和歌山県内に在住
 - イ 和歌山県内の福祉系高校に在学
 - ウ 福祉系高校への入学年度の前年度に和歌山県内に在住し、福祉系高校への修学のため転居した者
- ②福祉系高校から推薦が得られること

校種・金額等

- ①修学準備金 …………… 30,000円以内(入学時のみ)
- ②介護実習費 …………… 30,000円以内(一年度あたり)
- ③国家試験受験対策費用…………… 40,000円以内(一年度あたり)
- ④就職準備金 …………… 200,000円以内(最終回のみ)

無利子貸付

問い合わせ

● 社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会
Tel.(073)435-5223

募集期間

令和8年4月中旬～5月中旬(予定)

返 還 ▶ 次の全ての要件を満たすと、返還免除。①福祉系高校卒業の日から1年以内に介護福祉士として登録
②和歌山県内の社会福祉施設などに就職
③原則として、和歌山県内で介護等の業務に引き続き3年間従事

保育士修学資金貸付

資格

保育士養成施設(以下「養成施設」という。)に在学し、卒業後、保育士として和歌山県内の保育所等で対象業務に従事する意思がある方

※和歌山県内に住民登録している方、または在学前まで和歌山県に住民登録をしていて養成施設への修学のため転居した方のいずれかに限ります。この場合、県外の養成施設に在学する方も対象となります。
※養成施設の推薦が必要です。

校種・金額等



- ①修学資金……………月額 50,000円以内
- ②入学準備金……………200,000円以内(初回のみ)
- ③就職準備金……………200,000円以内(最終回のみ)
- ※生活保護世帯またはこれに準ずる世帯に属する方は生活費加算の借入も申し込むことが可能
- ④就職準備金……………200,000円以内(最終学年初回のみ)
- ※令和8年度在学生の内、最終学年で、上記①～③の貸付を受けていない方に限ります。

募集期間 令和8年5月中旬～7月中旬(予定)

貸付期間 貸付期間は修学期間とし、2年間を限度とする
ただし、正規の修学期間が2年を超える養成施設の場合、貸付金額が2年間に相当する金額の範囲内であれば正規の修学期間を貸付期間とすることが可能。

問い合わせ

●社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会
Tel (073) 435-5223

返還

次の全ての要件を満たすと、返還免除。

- ①養成施設卒業の日から1年以内に保育士として登録
- ②和歌山県内の保育所などに就職
- ③原則として、和歌山県内で対象業務に引き続き5年間従事



申し込みや返還免除の条件に勤務地が限定されているものがあるわ



漁業担い手育成研修生給付金



資格

漁業への就業に向けて、漁業協同組合が実施する漁業研修を受講する者

- ①研修計画が、県の基準に適合していること
- ②本県で漁業に就業する意思を有する者であること
- ③過去に国や地方公共団体に係る事業で、漁業研修を受講していない者であること(短期間の場合を除く)
- ④過去に類似の漁業に従事した期間の合計が1年を超えない者であること
- ⑤研修開始日の属する年の4月1日現在で15歳以上50歳未満の者であること

校種・金額等

給付金の交付額(独立就業を目指す研修の例)

最大15万円/月(最長2年間)

※研修計画や、研修を行う漁業形態で、交付額及び期間は異なる

問い合わせ

●和歌山県農林水産部
水産局水産振興課
Tel (073) 441-3000

給付

募集期間 詳細はお問い合わせください。

返還

右記は主な返還要件です。

- ①虚偽又は不正の申請により給付金の交付を受けたと認められるとき
- ②研修期間中、研修生の責めに帰すべき理由で研修を中止したとき
- ③研修の修了日から1年以内に県内で漁業に就業しなかったとき

漁業も研修の制度があるんだぞ! 色んな世代が申請できるんだ!



漁業も研修の制度があるんだぞ!

和歌山県緑の青年就業準備支援給付金



校種・金額等

給付金の交付額 最大142万円/年(11か月)

問い合わせ

和歌山県農林水産部
森林林業局林業振興課
Tel.(073)441-2991

給付

申請期間 詳細はお問い合わせください。

青年コース

資格

林業への就業に向けて、和歌山県農林大学校林業研修部林業経営コースで研修を受ける者

- ①林業分野への就業予定時の年齢が、原則として満45歳未満であり、将来的には林業分野の中核を担うことについて強い意欲を有している者であること
- ②研修計画が国及び県の基準に適合していること
- ③常勤の雇用契約を締結していない者であること
- ④生活費の確保を目的とした国又は和歌山県の他の事業による給付等を現に受けている者でないこと
- ⑤過去に給付金を受けた者でないこと
- ⑥研修修了後1年以内に林業分野への就業を希望している者であること
- ⑦国税、都道府県税及び市町村税に未納がないこと



返還

- 右記は主な返還要件です。
- ①適切な研修を行っていない場合
 - ②給付金の交付決定の対象となった研修計画に係る研修を修了した時点から1年以内に、林業分野への就業をしなかった場合
 - ③林業分野へ2年以上継続して就業しなかった場合
 - ④研修修了後の、就業報告等を適切に行わなかった場合
 - ⑤虚偽の申請又は報告等を行った場合

支援コース

資格

林業への就業に向けて、和歌山県農林大学校林業研修部林業経営コースで研修を受ける者

- ①林業分野への就業予定時の年齢が、原則として満45歳以上、満55歳未満であり、将来的には林業分野の中核を担うことについて強い意欲を有している者であること
- ②研修計画が国及び県の基準に適合していること
- ③常勤の雇用契約を締結していない者であること
- ④生活費の確保を目的とした国又は和歌山県の他の事業による給付等を現に受けている者でないこと
- ⑤過去に給付金を受けた者でないこと
- ⑥研修修了後1年以内に県内の林業分野への就業を希望している者であること
- ⑦国税、都道府県税及び市町村税に未納がないこと

返還

- 右記は主な返還要件です。
- ①適切な研修を行っていない場合
 - ②給付金の交付決定の対象となった研修計画に係る研修を修了した時点等から1年以内に、県内の林業分野への就業をしなかった場合
 - ③県内の林業分野へ2年以上継続して就業しなかった場合
 - ④研修修了後の、就業報告等を適切に行わなかった場合
 - ⑤虚偽の申請又は報告等を行った場合



和歌山県緑の青年保護具等購入支援給付金

資格 林業への就業に向けて、和歌山県農林大学校林業研修部林業経営コースで研修を受ける者

校種・金額等 研修中に使用する安全保護具等の購入にかかる経費に対し、1人につき最大20万円を補助。

問い合わせ

●和歌山県農林水産部
森林林業局林業振興課
Tel.(073)441-2991

申請期間 詳細はお問い合わせください。

返還 下記は主な返還要件です。

- ①給付金の交付決定の対象となった研修計画に係る研修を修了した時点等から1年以内に、県内の林業分野への就業をしなかった場合
- ②県内の林業分野へ2年以上継続して就業しなかった場合
- ③研修修了後の、就業報告等を適切に行わなかった場合
- ④虚偽の申請又は報告等を行った場合



就農準備資金

資格 次世代を担う農業者となるため、県の認定研修機関である農林大学校等で就農に向けて必要な技術等を習得するための研修を受ける者

- ①就農予定時の年齢が50歳未満であり、農業者になることについての強い意欲を有していること
- ②研修終了後、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農すること(親元就農者は、就農後5年以内に経営継承する又は独立・自営就農すること)
- ③概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上研修を受けること
- ④前年の世帯(親子及び配偶者の範囲)所得が原則600万円以下であること
※その他詳細についてはお問い合わせください



校種・金額等 資金の交付額 165万円/年(最長2年間)

問い合わせ

●和歌山県農林水産部
農業生産局経営支援課
Tel.(073)441-2932

給付

募集期間 詳細はお問い合わせください。

返還 下記は主な返還要件です。

- ①適切な研修を行っていない場合
- ②研修終了後1年以内に独立・自営就農、雇用就農、親元就農しなかった場合(親元就農者は就農後5年以内に経営継承又は独立・自営就農しなかった場合も含む)
- ③研修終了後、交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間就農を継続しなかった場合
- ④研修中及び研修終了後6年間、定められた期日までに必要な報告書等の提出をしなかった場合
- ⑤虚偽の申請又は報告等を行った場合



母子父子寡婦福祉資金貸付金

資格

母子家庭の母及び父子家庭の父又はその扶養する児童、父母のない児童、寡婦が扶養する子

校種・金額等

各種資金の貸与限度額は原則次のとおり

就学時

■ 修学資金(月額)*

高 校 専 修 学 校 (高 等 課 程)	国公立	自宅通学	27,000円	高 等 専 門 学 校 (1~3学 年)	国公立	自宅通学	31,500円
		自宅外通学	34,500円			自宅外通学	33,750円
	私 立	自宅通学	45,000円		私 立	自宅通学	48,000円
		自宅外通学	52,500円			自宅外通学	52,500円
大 学	国公立	自宅通学	71,000円	高 等 専 門 学 校 (4~5学 年)	国公立	自宅通学	67,500円
		自宅外通学	108,500円			自宅外通学	76,500円
	私 立	自宅通学	108,500円		私 立	自宅通学	98,500円
		自宅外通学	146,000円			自宅外通学	115,000円
短 期 大 学	国公立	自宅通学	67,500円	専 修 学 校 (専 門 課 程)	国公立	自宅通学	67,500円
		自宅外通学	96,500円			自宅外通学	78,000円
	私 立	自宅通学	93,500円		私 立	自宅通学	89,000円
		自宅外通学	131,000円			自宅外通学	126,500円
				専修学校(一般課程)	54,000円		
				大学院(修士課程)	132,000円		
				大学院(博士課程)	183,000円		

■ 修業資金 学校教育法以外の規定に基づく修業施設で教育を受ける場合
(例:看護師、理学療法士養成施設等) 月額 68,000円

■ 就学支度資金(一時金)*

大 学 等	国公立	自宅通学	420,000円	高 校 等	国公立	自宅通学	150,000円
		自宅外通学	430,000円			自宅外通学	160,000円
	私 立	自宅通学	580,000円		私 立	自宅通学	410,000円
		自宅外通学	590,000円			自宅外通学	420,000円
大 学 院	国公立	380,000円		修業施設	自宅通学	272,000円	
	私 立	590,000円		(高校卒業者)	自宅外通学	282,000円	
				小 学 校	64,300円		
				中 学 校	81,000円		

*大学等における修学の支援に関する法律に基づく高等教育の修学支援新制度による入学金の減免、授業料減免又は給付型奨学金(学資支給金)を受けるときは、所定の額から当該減免及び給付型奨学金の額に相当する額を控除した額が限度額となります。

*一定の所得を超えるとときは、修学資金(月額)の限度額が引き下げられる場合があります。

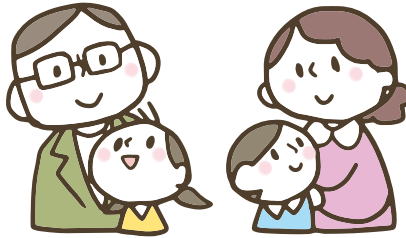
無利子
貸付

母子父子寡婦福祉資金貸付金(つづき)

就職時

■ 就職支度資金(一時金) ※有利子の場合あり

一般 110,000円
 通勤用自動車購入を含む場合 340,000円
 通勤用自動車購入のみの場合 235,000円



受付期間 随時

貸与期間 その学校の標準修業年限
(修学資金・修業資金)

問い合わせ

制度の概要について

●和歌山県共生社会推進部
 子ども家庭局多様な生き
 方支援課
 TEL(073)441-2493

問い合わせ

和歌山市に在住の方

●和歌山市子ども家庭課
 TEL(073)435-1219

和歌山市以外に在住の方

管轄の振興局健康福祉部
 又はお住まいの市福祉事
 務所若しくは町村役場へ

●海草振興局健康福祉部
 TEL(073)482-5511

●那賀振興局健康福祉部
 TEL(0736)61-0020

●伊都振興局健康福祉部
 TEL(0736)42-0491

●有田振興局健康福祉部
 TEL(0737)64-1016

●日高振興局健康福祉部
 TEL(0738)22-3481

●西牟婁振興局健康
 福祉部
 TEL(0739)26-7932

●東牟婁振興局健康
 福祉部
 TEL(0735)21-9644

●東牟婁振興局健康
 福祉部串本支所
 TEL(0735)72-0525

生活保護法による教育扶助費

資格 小・中学生がいる生活保護受給世帯対象

校種・金額等 【参考】は、令和7年8月末時点の金額

給付

1 基準額(月額)

【参考】小学生 — 3,400円 中学生 — 5,300円

2 入学準備金(入学時)

【参考】小学生 — 91,600円以内 中学生 — 101,000円以内

3 教材代 正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するものの購入又は利用に必要な額

4 学校給食費 保護者が負担すべき給食費の額

5 通学のための交通費 通学に必要な最小限度の額

6 学習支援費(年間上限額)

課外のクラブ活動に要する費用に充てる経費

【参考】小学生 — 16,400円以内(実費)
 中学生 — 59,800円以内(実費)

受付期間 随時

まずは相談!



問い合わせ

市にお住まいの方

●市福祉事務所

町村にお住まいの方

●管轄の振興局健康
 福祉部

制度の概要について

●和歌山県福祉保健部
 福祉保健政策局社会
 福祉課
 TEL(073)441-2473

生活保護法による高等学校等就学費

資格 高校生がいる生活保護受給世帯対象

校種・金額等 【参考】は、令和7年8月末時点の金額

給付

- 1 **基本額(月額)** 【参考】7,300円
- 2 **教材代** 正規の授業で使用する教材の購入又は利用に必要な額
- 3 **授業料(高等学校等就学支援金が支給される場合を除く)**
高等学校等が所在する都道府県の条例に定める都道府県立の高等学校における額以内の額
- 4 **入学料**
高等学校等が所在する都道府県の条例に定める都道府県立の高等学校等における額以内の額
ただし、市町村立の高等学校等に通学する場合は、当該高等学校等が所在する市町村の条例に定める市町村立の高等学校等における額以内の額
- 5 **入学考査料** 【参考】30,000円以内
- 6 **通学のための交通費** 通学に必要な最小限度の額
- 7 **入学準備金(入学時)** 【参考】118,200円以内
- 8 **学習支援費(年間上限額)**
課外のクラブ活動に要する費用に充てる経費【参考】101,000円以内(実費)

受付期間 随時

問い合わせ

市にお住まいの方
●市福祉事務所
町村にお住まいの方
●管轄の振興局健康福祉部
制度の概要について
●和歌山県福祉保健部
福祉保健政策局社会福祉課
Tel (073) 441-2473

生活保護法による技能修得費、就職支度費

資格 生活保護受給世帯対象

- 校種・金額等**
- 1 **技能修得費(技能を習うとき)** 90,000円以内
 - 2 **就職支度費** 34,000円以内 ※各金額は、令和7年8月末時点の金額

給付

受付期間 随時

問い合わせ

市にお住まいの方
●市福祉事務所
町村にお住まいの方
●管轄の振興局健康福祉部
制度の概要について
●和歌山県福祉保健部
福祉保健政策局社会福祉課
Tel (073) 441-2473

生活保護法による進学・就職準備給付金

資格 大学、専修学校、各法による大学校等への進学者がいる、又は、安定した職業に就くことにより自立する者がいる生活保護受給世帯対象

- 校種・金額等**
- | | | |
|------------------------|-----|----------|
| 進学・就職準備給付金(一時金) | 自宅 | 100,000円 |
| | 自宅外 | 300,000円 |

給付

受付期間 随時

問い合わせ

市にお住まいの方
●市福祉事務所
町村にお住まいの方
●管轄の振興局健康福祉部
制度の概要について
●和歌山県福祉保健部
福祉保健政策局社会福祉課
Tel (073) 441-2473

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付

資格

- ①児童養護施設退所者等で進学または就職する方
- ②児童養護施設入所者等で資格取得する方

●生活支援費…**進学者** ●家賃支援費…**進学者、就職者** ●資格取得支援費…**資格取得希望者**

進学者とは（以下の全ての要件を満たす方）

- (ア) 児童養護施設等を退所または里親等への委託解除後5年以内の方
- (イ) 保護者などからの経済的な支援が見込まれない方
- (ウ) 大学などに在学する方

就職者とは（以下の全ての要件を満たす方）

- (ア) 児童養護施設等を退所または里親等への委託解除後5年以内の方
- (イ) 保護者等からの経済的な支援が見込まれない方
- (ウ) 就職している方(所定労働時間が週20時間以上)

資格取得希望者（以下のいずれかの要件を満たし、就職に必要な資格の取得を希望する方）

- (ア) 児童養護施設等に入所中または里親等に委託中の方
- (イ) 児童養護施設等を退所または里親等への委託解除後5年以内の方

校種・金額等

- ・生活支援費 生活費 月額50,000円以内
- ・家賃支援費 家賃相当費(管理費及び共益費を含む) 居住地の生活保護住宅扶助額を限度とする。
- ・資格取得支援費 資格取得に要する費用の実費 250,000円以内

無利子貸付

募集期間

- ・生活支援費、家賃支援費、資格取得支援費
…………… 令和8年5月中旬～令和9年3月下旬(予定)

貸付期間

- ・生活支援費…大学等に在学する期間(原則、正規の修学期間)
- ・家賃支援費…進学者は、大学等に在学する期間
就職者は、2年を限度として就労している期間
- ・資格取得支援費…貸付決定後に一括交付

問い合わせ

- 社会福祉法人和歌山
県社会福祉協議会
Tel (073) 435-5223

返 還

次の全ての要件を満たすと、返還免除

- ・進学者…大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業を継続したとき
- ・就職者…就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき
- ・資格取得希望者…就職した日から2年間(大学等へ進学した後に貸付けを受けた場合は大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ2年間)引き続き就業を継続したとき

※「就業」は所定労働時間週20時間以上を要件とする

若者の活躍は社会の宝！
夢や目標にチャレンジする人を

応援したい！



私たちがあなたをサポートします！

- 公益財団法人 竹中養源会
- 公益財団法人 大桑教育文化振興財団
- 公益財団法人 トランスコスモス財団
- 一般財団法人 湊組グループ記念財団
- 公益財団法人 上山遺児育英会

公益財団法人竹中養源会大学奨学金

資格 高等学校等の在学者又は卒業生対象

- ①令和9年4月に大学(専門学校、通信制大学は除く)へ進学を希望する者であること
 - ②本人が和歌山県在住もしくは出身であること
 - ③在学または卒業の学校長推薦があること
- ※他の奨学金制度との併用は問いません

校種・金額等

奨学金(月額) 1万円、2万円、3万円から希望する金額を選択

給付 奨学生に決定した者には、別途入学祝い10万円を給付

無利子貸与

募集期間 令和8年8月3日～10月19日(予定)

貸与期間 標準修業年限

問い合わせ

- 各高等学校の奨学金担当者
- 公益財団法人 竹中養源会事務局
Tel (073) 422-0803

返還

大学卒業(又は貸与期間満了)の1年後から、貸与期間の2.5倍の期間で返還例)4年制大学の場合、10年間で返還完了

公益財団法人大桑教育文化振興財団 奨学金 大学進学者育英奨学金

資格

令和9年3月に和歌山県内の高等学校等の卒業予定者で、大学(短期大学・専門学校は除く)に進学を希望する者のうち、令和8年度の入学試験に合格が見込み、次の要件のすべてに該当する者

- ①学力・学業・人物に特に優れ向上心に燃えている者
 - ②大学への進学後も特に優れた学業成績を取める見込みがある者
 - ③経済的な理由により修学に困難があり、正規の課程の終了年限まで援助が必要と認められる者
- ※他の奨学金制度との併用は問いません
*③の要件は必要条件ですが、十分条件ではありません。③に該当する者の中で、①と②の要件を重視します。

校種・金額等

給付奨学金 月額5万円(年額60万円) *返還の必要なし

給付

募集期間 令和8年6月1日～7月3日
*募集の締切日については、各高等学校で設定されるため、学校により異なります

給付期間 奨学金の給付期間は正規の最短修業年限の4年間ただし、医学部・薬学部については6年間とする
*給付は年額60万円を年4期に分け、3ヶ月分(15万円)ずつ本人または保護者の口座に振り込む

問い合わせ

- 各高等学校の奨学金担当教員
- 大桑教育文化振興財団
Tel (073) 425-3394
月～金 午前10時～午後3時
(土・日・祝日を除く)

**公益財団法人大桑教育文化振興財団 奨学金
高校スポーツ選手育英奨学金**

資格 令和8年度に県内の高等学校に入学する生徒で、スポーツの分野で活躍が期待できる高い能力を有し、学業成績、人物ともに優れているが、経済的な理由で進学が困難な者

校種・金額等

給付奨学金 月額3万円(年額36万円) *返還の必要なし

問い合わせ

- 公益社団法人 和歌山県スポーツ協会
TEL (073) 431-3982
- 大桑教育文化振興財団
TEL (073) 425-3394
月～金 午前10時～午後3時
(土・日・祝日を除く)

給付

募集期間 高校合格後から令和8年4月24日まで

給付期間 奨学金の給付期間は正規の最短修業年限の3年間
*給付は年額36万円を年4期に分け、3ヶ月分(9万円)ずつ当該学校長宛に振り込む

公益財団法人トランスコスモス財団 奨学金

公益財団法人トランスコスモス財団給付大学奨学生給付奨学金

大学生対象

資格

- ①学資金の支弁が困難である者
 - ②和歌山県の全日制公立高校の第三学年に在籍し、令和9年3月高校卒業見込みで、卒業後は国公立大学へ進学する者
 - ③高い志を持ち、品行方正で学業(評点4.0以上)に優れている者
 - ④書類選考、面接選考後に国公立大学への合格決定後に採用決定
- ※他の奨学金制度との併用は問いません

校種・金額等

給付奨学金(月額) 5万円(年額60万円、毎月末振り込み) *返還の必要なし

問い合わせ

- 公益財団法人 トランスコスモス財団
TEL (03) 3479-3461

給付

募集期間 令和8年12月31日必着

給付期間 令和9年4月からその者が在学する学校の最短修業年限の終期まで(48カ月間または72カ月間)

公益財団法人トランスコスモス財団 奨学金

公益財団法人トランスコスモス財団給付高校奨学生給付奨学金

高校生対象

資格

- ①学資金の支弁が困難である者
 - ②和歌山県の全日制公立高校の第一学年に在籍している者
 - ③高い志を持ち、品行方正で学業に優れている者
 - ④書類選考、面接選考後に採用決定
- ※他の奨学金制度との併用は問いません

校種・金額等

給付奨学金(月額) 2万円(年額24万円、毎月末振り込み) *返還の必要なし

問い合わせ

- 公益財団法人 トランスコスモス財団
TEL (03) 3479-3461

給付

募集期間 令和8年12月31日必着

給付期間 令和9年4月からその者が在学する学校の最短修業年度の終期まで(24カ月間を基本とする)

一般財団法人湊組グループ記念財団

資格

令和9年3月に高等学校卒業予定者で、大学(短期大学を含む)に進学を希望する者のうち、次の要件全てに該当する者

①和歌山県在住で、和歌山県内の高等学校に在籍し、経済的理由から修学が困難であり援助を必要とする者

※本年度より条件を緩和しました。

②学業、人物ともに優秀(評点平均値3.5以上)である者

※書類選考・面接選考後に、大学の入学証明書類を提出いただき採用決定とする

また他の奨学金制度との併用は問いません

問い合わせ

●一般財団法人
湊組グループ記念財団
事務局

Tel (073) 453-0120

平日9時~17時(土日祝を除く)



<https://www.minatogumi.co.jp/company/foundation/>

●和歌山県教育庁
生涯学習局生涯学習課
Tel (073) 441-3663
平日9時~17時45分
(土日祝を除く)

校種・金額等

給付奨学金(月額) 3万円(年額36万円) *返還の必要なし

給付

募集期間 令和8年6月1日~7月31日必着

募集人数 10名程度

給付期間 標準修業年限

*給付は年額36万円を年2期に分け、18万円ずつ指定の口座に振り込む

公益財団法人上山遺児育英会

資格

交通遺児・災害遺児で和歌山県内に住所を有し、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、専門学校、大学及び大学院に在学し、学業人物とも優秀であって、学資の支弁が困難と認められるもの

※他の奨学金制度との併用は問いません

※在籍する学校長の推薦が必要です

校種・金額等

給付奨学金(年額)

・小学生36万円 ・中学生42万円 ・高校生48万円

・専門学校及び短期大学生60万円

大学生及び大学院生(国公立)60万円(私立)96万円

・海外留学生84万円 *返還の必要なし

給付

募集期間 令和8年7月1日~9月30日必着

給付期間 正規の最短修業年限(年齢制限あり)

問い合わせ

●各学校の奨学金担当教員

●公益財団法人
上山遺児育英会

Tel (0737) 82-3281

平日8時~17時(土日祝を除く)

法人により
支援内容は様々!
私たちはあなたを
応援しています!



P28
参照

のマークがついている問い合わせ先は、お住まいの市町村の教育委員会へお願い致します。



市

和歌山市教育委員会
TEL (073) 435-1139

海南市教育委員会
TEL (073) 492-3347

橋本市教育委員会
TEL (0736) 33-6115

有田市教育委員会
TEL (0737) 22-3758

御坊市教育委員会
TEL (0738) 23-5526

田辺市教育委員会
TEL (0739) 26-9942

新宮市教育委員会
TEL (0735) 23-3364

紀の川市教育委員会
TEL (0736) 77-2511

岩出市教育委員会
TEL (0736) 62-2141

町

紀美野町教育委員会
TEL (073) 489-5910

かつらぎ町教育委員会
TEL (0736) 22-0303

九度山町教育委員会
TEL (0736) 54-2019

高野町教育委員会
TEL (0736) 56-3050

湯浅町教育委員会
TEL (0737) 63-1111

広川町教育委員会
TEL (0737) 23-7795

町

有田川町教育委員会
TEL (0737) 22-4512

美浜町教育委員会
TEL (0738) 23-4955

日高町教育委員会
TEL (0738) 63-2038

由良町教育委員会
TEL (0738) 65-1800

印南町教育委員会
TEL (0738) 42-1700

みなべ町教育委員会
TEL (0739) 74-2191

日高川町教育委員会
TEL (0738) 22-8816

白浜町教育委員会
TEL (0739) 43-5830

上富田町教育委員会
TEL (0739) 47-5930

すさみ町教育委員会
TEL (0739) 55-2146

那智勝浦町教育委員会
TEL (0735) 52-4686

太地町教育委員会
TEL (0735) 59-2335

古座川町教育委員会
TEL (0735) 72-3344

串本町教育委員会
TEL (0735) 67-7260

村

北山村教育委員会
TEL (0735) 49-8010

よくある質問



来年大学に進学したいが、授業料が払えない。
進学できないのかな？

高等教育の修学支援新制度(8ページ)、日本学生支援機構奨学金(9ページ~10ページ)、和歌山県大学生等進学支援金(11ページ)及び民間団体が実施する奨学金制度(25ページ~27ページ)をご覧ください。

条件付きで給付又は貸与制度があります。

わからないことがあれば生涯学習課までお問い合わせください。



遠い大学に行きたいけど、引っ越し代どうしよう？

生涯学習課が実施する和歌山県修学奨励金(進学助成金)制度(7ページ)があります。

わからないことがあれば生涯学習課までお問い合わせください。



借りていた奨学金が返還できない。どうしよう？

借りた機関にお問い合わせください。

猶予制度等を案内できる可能性があります。

黙って滞納はダメだよ！



和歌山県教育庁 生涯学習局生涯学習課奨学班

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通 1-1

TEL. 073-441-3663 073-441-3728

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500600/d00210248.html>

和歌山県 奨学金

検索

